

生活習慣病管理料のお知らせ

令和 6 年度の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬が大幅に変更となりました。

高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者様は、6 月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定の他、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した「療養計画書」を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。

初回時に「療養計画書」への患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願いいたします。

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28 日以上の長期投薬、リフィル処方いずれの対応も可能です。
※当院では主に長期の投薬をご案内しています

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますので、ご了承ください。